

# 大口定期

(2018年4月1日現在)

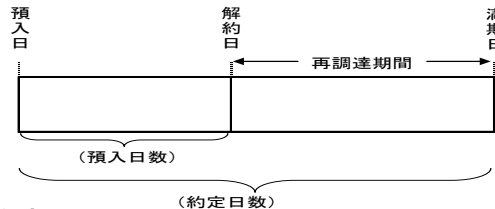
商品名(愛称)	自由金利型定期預金(大口定期)															
ご利用いただける方	●個人(個人事業者を含む)・法人(および任意団体)のお客さま															
期間	●1ヵ月・2ヵ月・3ヵ月・6ヵ月・1年・2年・3年・4年・5年・6年・7年・8年・9年・10年 ●1ヵ月超5年未満で満期日を指定する方法もあります。															
預け入れ	預入方法	●現金または振り替えにてお預け入れいただきます。														
	預入金額	●1,000万円以上1円単位														
払戻方法	●満期日以後に、お利息とともに払い戻しいたします。															
利息	適用利率	●お預入時(または継続日)に適用した利率を約定利率として満期日まで適用いたします。														
	利払方法	●満期日以後に、一括して支払います。ただし、中間利払いが発生する場合は以下のように取り扱います。 ■期間2年・2年超3年未満……預入日から1年目の応当日に中間利払いをいたします。 ■期間3年・3年超4年未満……預入日から1、2年目の応当日に中間利払いをいたします。 ■期間4年・4年超5年未満……預入日から1、2、3年目の応当日に中間利払いをいたします。 ■期間5・6・7・8・9・10年……預入日から1年ごとの応当日(満期日を除く)に中間利払いをいたします。 ■中間利払い…約定利率×0.7で計算いたします。														
	計算方法 (円未満切捨)	●付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。														
	税金	●個人のお客さま…20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●法人のお客さま…総合課税 ※非課税法人の場合は非課税														
満期時の取り扱い	●お預入時のお申し出により自動継続(元金成長型もしくは利息受取型)、非継続(指定口座入金) <sup>*1</sup> または非継続 <sup>*2</sup> の取り扱いができます。ただし、中間利払方法と満期時の取り扱いの組み合わせには以下の制限があります。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>中間利払い</th> <th>満期時の取り扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年未満</td> <td>-</td> <td>元金成長型、利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2年</td> <td>定期預金作成</td> <td>元金成長型、非継続(指定口座入金)または非継続</td> </tr> <tr> <td>指定口座入金</td> <td>利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続</td> </tr> <tr> <td>3年以上</td> <td>指定口座入金</td> <td>利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	中間利払い	満期時の取り扱い	2年未満	-	元金成長型、利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続	2年	定期預金作成	元金成長型、非継続(指定口座入金)または非継続	指定口座入金	利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続	3年以上	指定口座入金	利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続	
預入期間	中間利払い	満期時の取り扱い														
2年未満	-	元金成長型、利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続														
2年	定期預金作成	元金成長型、非継続(指定口座入金)または非継続														
	指定口座入金	利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続														
3年以上	指定口座入金	利息受取型、非継続(指定口座入金)または非継続														
	<p>*1 指定口座は同一店内のご本人さま名義の普通預金または当座預金となります。また、総合口座の担保となっている場合は、総合口座普通預金に限ります。</p> <p>*2 満期時にお客さまからのお申し出により、ご継続方法および利息受取方法をご指定いただくお取り扱いを指します。</p>															

大口定期

期限前解約時の  
取り扱い

- 満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算したお利息とともに払い戻しいたします。
  - 【期間5年以内】
    - 期間1か月未満…「解約日の普通預金利率」「下記A」「下記B」のうち最も低いもの(Bの利率が0%を下回るときは0%)
    - 期間1か月以上…「下記A」「下記B」のうちいずれか低いもの(Bの利率が0%を下回るときは0%)
  - 【期間5年超】
    - 期間6か月未満…「解約日の普通預金利率」「下記A」「下記B」のうち最も低いもの(Bの利率が0%を下回るときは0%)
    - 期間6か月以上…「下記A」「下記B」のうちいずれか低いもの(Bの利率が0%を下回るときは0%)
- A: 約定利率 × 0.7  
 B: 約定利率 -  $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

※Bの算式は、満期日前にご解約いただくに伴い発生する、解約日から満期日まで同額の資金を新たに調達するためのコストを反映した算式です。算式中の基準利率とは、解約日から当初の満期日までの期間に対応した当行所定の利率であり、解約日に決定するものです。



<ご注意>

- 満期日前に解約する場合、期限前解約利率が0%となる場合があります。
- 中間利払いが行われている大口定期を期限前解約する場合、中間払利息の合計額が期限前解約利率により計算したお利息額を上回ることがあります。
- こうした場合には、期限前解約利率により計算したお利息額以上に支払われた金額について、期限前解約時にお返する定期預金元金から清算させていただきます(期限前解約時にお返する定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります)ので、あらかじめご了承ください。

付加できる特約事項

- 原則として満20歳以上の個人のお客さまは、総合口座の自動借入れ(総合口座貸越)の担保としても利用できます(貸越利率は、担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)。
- ※総合口座貸越とは、普通預金の残高が不足した場合、不足額について定期預金や国債等を担保に自動借入れができる仕組みです。くわしくは窓口またはコールセンターへご照会ください。

預金保険制度

- 定額保護の対象となります。
- 預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。

金利情報の入手方法

- 窓口またはコールセンターへご照会ください。
- ※預入金額・預入期間によっては、店頭・ホームページ等に掲載されている利率と異なる場合があります。

当行が契約している  
指定紛争解決機関

- 一般社団法人全国銀行協会  
 連絡先 全国銀行協会相談室  
 0570-017109、03-5252-3772  
 受付時間/月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

その他

- 自動継続をご利用の場合、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用いたします。
- 非継続(指定口座入金)をご利用の場合、満期日以後の利率は、指定された入金口座の利率を適用いたします(指定する口座によっては利息が付かない場合があります)。
- 非継続をご利用の場合、満期日以後の利率は、解約日または書替継続時の普通預金利率を適用いたします。
- 「定期預金期日・中間利息支払日のお知らせ」等の通知状は、個人のお客さまあてには原則送付されません。
- ※ただし、法人のお客さまの口座、課税区分がマル優の口座を保有しているお客さまあてには送付されます。
- 三菱UFJダイレクトでもお取引いただけます。なお、お取扱時間やお取引内容等に一部制限がございます。くわしくは窓口またはコールセンターまでお問い合わせください。
- 預金規定をご入用の場合は、窓口までお申し付けください。

三菱UFJ銀行コールセンター  
  
 毎日 9:00～21:00  
<http://www.bk.mufj.jp>